

## 唐津市建設工事等入札監視委員会設置要綱

平成27年10月2日

唐津市告示第260号

(設置)

**第1条** 本市の入札及び契約手続における公正な競争の確保及び透明性の向上を図るため、唐津市建設工事等入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 次に掲げる入札又は契約手続の運用状況について報告を受けること。

ア 建設工事、建設工事に伴う業務委託及び物品の購入（以下「建設工事等」という。）

イ プロポーザル方式による業務委託及び賃貸借

(2) 委員会が抽出した建設工事等に関し、次に掲げる事項の検証を行うこと。

ア 一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定の理由及び経緯

イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯

(3) 委員会が抽出したプロポーザル方式採用及びプロポーザル審査委員会委員の選任に関し、その理由及び経緯について検証を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項について検証を行うこと。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての検証その他の事務を適正に行うことができる識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 3 会議の議長は、委員長が務めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が委員会に諮り非公開が適当と判断した場合は非公開とする。

(報告)

**第7条** 委員会は、会議を開催したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(委員の除斥)

**第8条** 委員は、自己又は3親等内の親族の利害に関係ある議事に加わることはできない。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、財務部契約管理課において処理する。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。